

◎新潟県告示第911号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和4年8月26日

新潟県新潟地域振興局長

1 (1) 解除に係る保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49

(2) 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2 (1) 解除に係る保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

3 (1) 解除に係る保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49

(2) 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

(3) 解除の理由

道路用地とするため